

令和7年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和7年10月10日
神奈川県人事委員会
委員長 小池 治

本日、神奈川県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

はじめに、職員の皆さんが、日々全力で公務に取り組まれていることに心から敬意を表します。地方公共団体の職員には、地球温暖化による自然災害の激甚化や人口減少社会への対応など、より困難な課題への迅速かつ的確な対応が求められています。職員の皆さんには、引き続き、県民の安全と福祉の向上に向けて全力を尽くし、その信頼と期待に応えてくださるよう望みます。

その一方で、本県では、公務員としての自覚を欠いた職員による不祥事が後を絶ちません。法令等を遵守し、全体の奉仕者として行動すべき公務員の不祥事により、行政への県民の信頼や期待が大きく損なわれていることは看過できない事態です。職員の皆さんには、厳正な規律意識と強い使命感の下、職務に専念するとともに、勤務時間の内外を問わず高い倫理観を持って行動されることを願います。

さて、本委員会では、人事委員会勧告制度に基づき、職員と民間企業の従業員の給与等の実態を調査、比較し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、月例給については、民間が職員を上回ったことから、給料表及び地域手当の支給割合を引き上げることが適当と判断しました。また、特別給（ボーナス）については、民間の支給月数が職員を上回ったことから、年間4.65月分に引き上げることが適当と判断しました。

さらに、給与制度のアップデートに伴う地域手当の支給割合の見直しや、改正給特法等の成立を踏まえた教員の処遇改善への対応について報告及び勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割を御理解の上で、勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員が公共の利益のためそれぞれの職務に精励していることに深い御理解をいただくとともに、第三者機関である人事委員会が行う報告及び勧告に基づいて職員の適切な給与や勤務条件の確保が図られていることについて、御理解をいただきますようお願いいたします。

このほか、公務運営に関しては、優れた人材を確保するための採用試験制度の見直し、女性の管理職への登用や障害者の雇用促進など多様な人材の活躍促進に向けた取組、時間外勤務の縮減や育児休業制度の活用など職員のウェルビーイング向上のための勤務環境の整備等について、現状と課題を整理し、今後の方向性等に関する報告を行いました。

職員が日々成長し、誇りと自信を持って職務に取り組むためには、職員一人ひとりが互いに尊重し合い、仕事と生活が両立できる働きやすい職場環境をつくることが重要です。職員の皆さんには、一致団結して、理想の職場づくりに取り組まれることを望みます。

最後に、職員の皆さんのひたむきな努力は、本県の明るい未来を創造する礎（いしずえ）となるものです。皆さんのますますの御活躍を祈念いたします。